



山形県公報

令和6年1月12日(金)
第469号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……9
- 同……………(同) ……10
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 指定管理者の指定……………(観光復活推進課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(文化スポーツ振興課) ……11
- 同……………(博物館・文化財活用課) ……同
- 種畜証明書の交付……………(畜産振興課) ……同
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 事業の認定……………(県土利用政策課) ……12
- 指定管理者の指定……………(都市計画課) ……13
- 同……………(同) ……同
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………(同) ……同
- 同……………(同) ……14
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(砂防・災害対策課) ……同

教育委員会関係

告 示

- 指定管理者の指定……………15

告 示

山形県告示第11号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和6年1月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
一般社団法人ガジュマルの木 米沢市福田町一丁目1番142号	グループホームあどばんすふおわーど 米沢市福田町一丁目1番142号	共同生活援助	令和6.1.1

山形県告示第12号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和6年1月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	定 員	指定年月日
株式会社ラ・ヴェリタ 米沢市大字芳泉町2579番地の2	就労継続支援事業所ラ・ヴェリタ 米沢市大町三丁目6番39号	就労継続支援（A型）	10名	令和 6. 1. 5
株式会社ラ・ヴェリタ 米沢市大字芳泉町2579番地の2	就労継続支援事業所ラ・ヴェリタ 米沢市大町三丁目6番39号	就労継続支援（B型）	10名	同

山形県告示第13号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和6年1月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
株式会社よしだ 米沢市福田町一丁目1番142号	グループホームあどばんすふおわーど 米沢市福田町一丁目1番142号	共同生活援助	令和 5.12.31

山形県告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県国民宿舎竜山荘の指定管理者を次のとおり指定した。

令和6年1月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 山形県国民宿舎竜山荘
- 2 指定した団体 山形市蔵王温泉938番の4
株式会社川前サステナーズ
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

山形県告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県県民の海・プールの指定管理者を次のとおり指定した。

令和6年1月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 山形県県民の海・プール
- 2 指定した団体 鶴岡市大東町22番4号
特定非営利活動法人健康づくりサポート東北21
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

山形県告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、置賜文化ホールの指定管理者を次のとおり指定した。

令和6年1月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 置賜文化ホール
- 2 指定した団体 米沢市金池五丁目2番25号
米沢市
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

山形県告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館の指定管理者を次のとおり指定した。

令和6年1月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館
- 2 指定した団体 東置賜郡高島町大字高島436番地
高島町
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

山形県告示第18号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により、地方臨時種畜検査に係る種畜証明書を次のとおり交付した。

令和6年1月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

証明書番号	家畜の種類	品 種	名 前	飼 養 者	
				住 所	名 称 (氏 名)
32306990001	豚	ランドレース種	ルーク ヤマガタ ヤマガタ 2 0007 (日豚L種L L06 -A000058)	酒田市浜中宇八 窪 1	山形県農業総合研究センター 養豚研究所

山形県告示第19号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

令和6年1月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

事 業 名	地 区 名	工事完了年月日
農 村 地 域 防 災 減 災 事 業	庄 内 砂 丘 地 区	令和5年3月24日
農 村 地 域 防 災 減 災 事 業	金 谷 地 区	令和5年5月31日

山形県告示第20号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和6年1月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 起業者の名称

米沢市

2 事業の種類

米沢市広幡コミュニティセンター整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分 米沢市広幡町沖仲地内

(2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法（以下「法」という。）第20条第1号の要件への適合性について

米沢市広幡コミュニティセンター整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

よって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

起業者は、本件事業を「米沢市まちづくり総合計画」のうち、基本理念や基本目標を定めた「米沢市まちづくり基本構想」の中に位置付けており、「米沢市まちづくり総合計画第4期実施計画」において、重点事業計画として取り組むこととしている。また、既に必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有することから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

イ 本件事業の施行により得られる公共の利益について

現広幡コミュニティセンター（以下「現施設」という。）は、昭和47年に竣工し、築50年以上経過していることから、老朽化が進行し、耐震性の不足が懸念されるとともに、不具合や破損等が頻繁に発生している。また、米沢市のコミュニティセンターの中では年間修繕費が最も高額となっており、現施設の安全性の維持が年々難しくなっている状況にある。さらに、現施設は活断層に近接した立地であり、地震災害等の発生時に被災する可能性が高いことから、現施設を移転建替する必要性が生じている。

本件事業を実施することで、施設の狭あい化、老朽化並びに耐震性能の不足の解消、地域防災拠点の機能強化、地域活動拠点の整備による地域活動の活性化等が見込まれる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

ロ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業の起業地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、令和4年11月に米沢市教育委員会が同地で試掘調査を実施した際も、遺構及び遺物は確認されなかった。

また、絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、保護のための特別な措置を講ずべき動植物について、起業者は山形県環境エネルギー部に照会を実施しており、本件事業の起業地において、絶滅が危惧される野生生物の生息は確認されていない旨の回答を得ている。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ハ 事業計画の合理性について

本件事業は、現施設の建替を行うものであるが、現在の敷地内で整備を実施するのは困難であるため、新たな用地を取得するものである。

本件事業に係る起業地の選定にあたっては、施設整備に必要な土地の面積の確保、災害時の安全性、地域住民の利便性、整備費用等の条件により、申請案を含む3箇所について候補地を抽出の上、選定の検討を行っている。

申請案と他案を比較すると、申請案は施設整備のため必要な面積の土地を確保できること、活断層から離れた立地にあり、地震災害等の発生時に被災する可能性が低いこと、道路の接続等交通の利便性に優れていること、広幡地区の中央に位置し学校や地区全体との連携がとりやすいこと、施設の整備にあたり支障となる物件が存在せず、土地の造成も容易であること等から、社会的、地理的、経済的な見地から総合的に勘案

すると、申請地が最も適切であると認められる。

- ニ イで述べた得られる公共の利益とロで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められるとともに、ハで述べたように、本件事業の起業地は他の土地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

イ 事業を早期に施行する必要性

現施設は、施設の老朽化が著しく、その敷地が狭あいであること等により、防災活動及び地域活動の拠点として、機能を十分に発揮することができない状況にある。また、現施設は活断層に近接した立地であることから、地震災害等の発生時に被災する可能性が高いため、早期に安全性や利便性等を備えた新たなコミュニティセンターの整備を図る必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

ロ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画を実現するため必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所

米沢市企画調整部コミュニティ推進課

山形県告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、中山公園の指定管理者を次のとおり指定した。

令和6年1月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- | | | |
|---|---------|---------------------------|
| 1 | 公の施設の名称 | 中山公園 |
| 2 | 指定した団体 | 寒河江市緑町227番地の1
青山建設株式会社 |
| 3 | 指定の期間 | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで |

山形県告示第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県総合運動公園の指定管理者を次のとおり指定した。

令和6年1月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- | | | |
|---|---------|-------------------------------|
| 1 | 公の施設の名称 | 山形県総合運動公園 |
| 2 | 指定した団体 | 山形市本町一丁目5番19号
株式会社モンテディオ山形 |
| 3 | 指定の期間 | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで |

山形県告示第23号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき山形市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和6年1月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 山形広域都市計画駐車場整備地区
 - (2) 名称 山形市駐車場整備地区
- 2 縦覧の場所
県土整備部都市計画課

山形県告示第24号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき山形市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和6年1月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 山形広域都市計画駐車場
 - (2) 名称 1号山形市香澄駐車場、2号くみあい駐車場、3号山形市中央駐車場、4号山形市大手町駐車場、5号山形県営駐車場、6号山形市済生館前駐車場、8号山形市山形駅東口駐車場、9号山形駅西口駐車場
- 2 縦覧の場所
県土整備部都市計画課

山形県告示第25号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図書は、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課において縦覧に供する。

令和6年1月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 区域の名称 芦沢
- 2 土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱1号から15号までを順次結んだ線及び標柱1号と15号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡 市	町 村	大 字	字	地 番	標 柱 番 号
長 井 市		芦 沢	東	487番5地先	1号
			浦 山	1686番2	2号
				1682番	3号
			桜 沢 三	1694番6	4号から6号まで
			東	485番	7号
				484番	8号
				476番	9号
				471番2	10号

				496番	11号
				498番1	12号
				498番2	13号
				492番	14号
				489番1地先	15号

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県神室少年自然の家の指定管理者を次のとおり指定した。

令和6年1月12日

山形県教育委員会
教育長 高 橋 広 樹

- 1 公の施設の名称 山形県神室少年自然の家
- 2 指定した団体 最上郡鮭川村大字石名坂84番地の1
株式会社ひかり
- 3 指 定 の 期 間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和6年1月12日印刷
令和6年1月12日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県